

障害福祉関係ニュース 平成30年度9号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算362号
(平成30年11月9日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 社会保障審議会障害者部会（第91回）が開催される | …P. 1 |
| 2 | 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第2回）が開催される | …P. 3 |
| 3 | 社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成31年4月の引下げ延期について | …P. 3 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 「知的障害者施設における自衛消防訓練マニュアル」について | …P. 4 |
| 2 | 公益財団法人三菱財団 社会福祉分野事業・研究助成のご案内 | …P. 5 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第91回）が開催される

社会保障審議会障害者部会の第91回会合が、平成30年10月24日（水）に開催されました。今回の部会では報酬改定検討チームの常設化や下記に記載している障害保健福祉施策の動向、障害者手帳のカード化等について協議されました。

【議事内容（一部抜粋）】

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定することとしています。基本計画の策定にあたっては、有識者会議での意見やワーキンググループによる各省庁の取組等の整理がおこなわれ、平成31年3月開催予定の関係行政機関の協議を経て、基本計画が公表される流れとなっています。

○ 相談支援専門員の研修カリキュラム見直しの取扱いについて

障害当事者の団体から、相談支援専門員の人員が不足していると考えられる状況下において、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加が現場の実態にあっていない、研

修カリキュラム作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない等の指摘を受けて、今後の対応指針（案）が示されました。

検討の方向性の主なものは下記のとおりです。

- ・あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- ・検討にあたっては障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。

検討に要する期間を考慮し、新たな告示等に基づき都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については 2020 年度以降とされています。

○ 障害者手帳のカード化について

障害者手帳のカード化については、当事者からこれまでも要望があったものの、現行制度では手帳に情報を加筆していく仕様となっており、カード化の障壁となっていました。健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、障害者手帳のカード化の検討に着手されています。

カード化に向けては、自治体の選択によりカード化を可能とする方向で検討されており、カード化の際の論点としては、補装具等の支給状況等の記載方法や記載の必要性、当事者が手帳型かカード型か好きな方を選択できる仕組み等が検討内容として挙げられています。

○ 障害者虐待防止法の見直しについて

政府は、障害者虐待防止法附則第 2 条において、以下の事項について、法律施行（平成 24 年 10 月 1 日）後 3 年を目途として、児童虐待や高齢者虐待等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしています。

- ① 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制のあり方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策
- ② 障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止
- ③ 障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援
- ④ 擁護者に対する支援等のための制度

これまでの対応としては、第 5 期障害福祉計画に係る国の基本方針に、障害者虐待防止法施行後の状況を踏まえて、相談支援事業所に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること等の追記がなされ、平成 29 年度障害者虐待対応状況調査においても、障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関における虐待防止のあり方等に関する検討が実施されてきました。

今後は、障害者虐待防止法附則第 2 条機関における障害者虐待防止に相当する事例への対応や防止を効果的に進めるための検討の実施や、「障害者虐待の防止と対応の手引き」の

改定等に取り組みられる予定です。

会議資料は厚生労働省ホームページにおいて公表されていますのでご参照ください。

[厚生労働省 HP] ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 社会保障審議会(障害者部会)> 社会保障審議会障害者部会(第 91 回)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00006.html

2. 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第 2 回)が開催される

平成 30 年 10 月 31 日に、標記会議が開催されました。第 2 回の本会議では、障害福祉人材の処遇改善について主に話し合われました。

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)においては、障害福祉人材の処遇改善について下記のように示されています。

- 他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。
- 障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。
- 消費税率の引き上げに伴う報酬改定において対応し、2019 年 10 月から実施する。

これに基づき 2019 年 10 月から障害福祉人材の更なる処遇改善を図ることとしており、今回の会議では「消費税の取扱い及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の処遇改善に関する関係団体からの意見聴取の実施要領(案)」が示されました。

各団体からの意見聴取内容を取りまとめた後、次回以降の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて報告がおこなわれることとされています。

詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 障害保健福祉部が実施する検討会等> 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム> 第 2 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00002.html

3. 社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について

11 月 2 日付で、厚生労働省は、平成 31 年 4 月からの会計監査人の設置基準の引き下げ延期を周知する事務連絡を発出しました。

会計監査人の設置基準は、現在は収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人とされており、平成 31・32 年度は収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人へ

と段階的に対象範囲を拡大していくこととされていましたが、この度、社会福祉法人における会計監査人に係る調査が実施されることとなり、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を引き下げないことは行わないこととされました。

実施される調査は、平成28年社会福祉法改正による会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

(1) 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人(約400法人)を対象とした調査

(2) 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人(約1,700法人)を対象とした調査

の二段階で実施することとされています。

なお、現時点で会計監査人の設置対象となっていない法人におかれましても、自発的に会計監査人を設置されている法人におかれましては、平成31年度以降の継続実施、会計監査人の設置に向けて取組を進められ、円滑な導入が可能と見込まれる法人につきましても、積極的に会計監査人を設置していただきますようお願いいたします。

II. その他の関連情報

1. 「知的障害者施設における自衛消防訓練マニュアル」について

東京消防庁より、東村山消防署が作成した標記マニュアルの活用について案内がありました。

本マニュアルは、社会福祉施設のうち、知的障害者施設における特性を考慮した自衛消防訓練や防災訓練を効率的に行う方法やポイントを取りまとめたSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)教材であり、「安全に逃げる」などをイラストで学習することができます。

知的障害等をもった子どもから大人までを対象として様々なシーンを想定して作成されており、下記東京消防庁ホームページよりダウンロードが可能です。

その他、東京消防庁では小規模社会福祉施設等向けに、スマートフォンやパソコンを使って初期消火要領や避難誘導要領、搬送方法等について動画を交えて学ぶことができる電子学習教材を公開しています。

下記ご参照のうえ、施設での消防訓練等にお役立てください。

【知的障害者施設における自衛消防訓練マニュアル】

東村山消防署>メニュー>知的障害者施設における自衛消防訓練マニュアル

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-higasimurayama/zieisyobokunrenmanyuaru/top_titekisyougai.html

【小規模社会福祉施設等の自衛消防活動等要領】

東京消防庁>知識を深める>電子学習メニュー

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/tutorial/index.html

2. 公益財団法人三菱財団 社会福祉分野事業・研究助成のご案内

公益財団法人三菱財団では、標記助成の募集をおこないます。2019年度は三菱財団50周年にあたることから、50周年記念特別助成として社会福祉事業・研究助成において助成金総額を1,000万円増額するとともに、事業における、これまでの「開拓性・実験性」「新しい視点」「普遍化の可能性」の要件の見直しを実施されます。

本助成の募集につきましては11月15日(木)以降に三菱財団のホームページ上で応募要領が公表され、助成申込書等は12月3日(月)にホームページに掲載される予定です。

[公益財団法人 三菱財団HP]

<http://www.mitsubishi-zaidan.jp/>